

鳥取県告示第 1048 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字高橋48の1、60、63から73まで、76、字堂ノ塚600、字宮ノ谷奥628から637まで、字笹原塚743、744、746、字沖塚754から758まで、759の1、759の3、760、761、字津ノ塚777、778、780から787まで、字向平ラ788の1から788の8まで、789、790、字猪ノ子山ノニ797の1、797の8から797の46まで、字猪ノ子山ノ一798の1から798の12まで、字猪ノ子山801、802、字境ヶ谷尻り803、字境ヶ谷804から806まで、大字貝田字左谷855の1から855の22まで、字渋ヶ平ル856、857、字右谷858の1から858の8まで、大字美用字滝ノ上1869、1870、字析谷ノ一1871、1872、字析谷ノ二1873の1、1873の2、1874の1、1874の2、1875、字境ヶ谷1876から1879まで、字ヲバ山1880から1883まで、字中ノ祢1884から1886まで、1887の1、字林ノ平ル1906から1909まで、1910の2、大字大河原字大成1931の1、1931の3、1931の6から1931の14まで、1931の38から1931の49まで、1931の51、1931の53、1931の55、1931の60、1931の63、1931の64、1931の67、1931の69、1931の71、1931の73、1931の75、1931の77、1934から1937まで、1939、字ツカン原1940、1941、1942の1、1943、1944の1、1944の2、1945、1946、1949、1950、1952、1953、字武用塚1954の1から1954の3まで、1955から1969まで、1970の1、1970の2、1971、1972、字三塚1973、1974、1976から1992まで、字淀平1993、1995の1、1995の2、1995の4、字上大塚1997、1998の1から1998の5まで、1999、2000、字中ノ塚2001から2007まで、2008の1、2008の2、2009の1、2009の2、字大塚2010から2016まで、2017の1、2017の2、字内山2022から2030まで、大字御机字杉川758、759の1から759の9まで、760の1から760の3まで、761、字木崎765の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字杉谷字高橋48の1（次の図に示す部分に限る。）、67、68、69・字向平ラ789（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）